

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年1月22日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

資金管理団体指定取消等届

（1）法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の 届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
高木 聡子	高木さところ後援会	令和6年11月30日